

東海市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東海市消防団に積極的に協力している事業所に対して行う消防団協力事業所の認定及び消防団協力事業所表示証の交付に関し必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「消防団協力事業所」とは、市長が消防団の活動に協力している事業所として認めた事業所をいう。

(認定基準)

第3条 市長は、事業所が次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、当該事業所を消防団協力事業所（以下「協力事業所」という。）として認定することができる。ただし、当該事業所が消防関係法令に違反している場合は、この限りでない。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所であること。
- (2) 従業員の消防団の活動について、積極的に配慮している事業所であること。
- (3) 災害時等において、事業所の資機材等を消防団に提供する等消防団の活動に協力している事業所であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると市長が認める事業所であること。

(認定申請等)

第4条 協力事業所としての認定を受けようとする事業所は、東海市消防団協力事業所認定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社案内、パンフレット等
- (2) 消防団の活動への協力内容が具体的に分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 消防団長は、協力事業所として適當と認める事業所について、東海市消防団協力事業所認定推薦書を市長に提出することにより推薦することができる。

3 市長は、第1項の申請書又は前項の推薦書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、協力事業所として認定し、東海市消防団協力事業所認定通知

書を当該協力事業所に交付するものとする。

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条第3項の規定による認定を行ったときは、当該協力事業所に消防団協力事業所表示証（様式第1）及び消防団協力事業所表示証に準ずるものとして市長が定めるもの（以下これらを「表示証」という。）を交付するものとする。

2 協力事業所の所在地が他の市町村である場合の表示証の交付については、当該市町村の長と協議の上、その取扱いを決定するものとする。

(表示証の表示)

第6条 協力事業所は、表示証を次に掲げる場所等に表示することができる。

(1) 協力事業所内の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

2 協力事業所は、前項第2号に掲げる場所等に表示証を表示するときは、その寸法を同率に拡大し、又は縮小することができる。

(表示証交付整理簿の備付け)

第7条 市長は、表示証の交付に際し東海市消防団協力事業所表示証交付整理簿を備え付け、表示証を交付した協力事業所の名称、所在地、表示証の有効期間等の必要事項を記録するものとする。

2 市長は、前項の規定により記録した事項に変更があったことを確認したときは、その旨を記録するものとする。

(認定の有効期間)

第8条 認定の有効期間は、当該認定の日から2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成18年11月29日付け消防災第427号消防庁長官通知）に基づき総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けたときは、同項の期間を当該総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた日から2年まで延長するものとする。この場合における手続その他必要な事項については、市長が別に定める。

3 第1項の期間（前項の規定により当該期間を延長した場合にあっては、延長後の期間。次条において同じ。）が満了した協力事業所は、第6条の規定による表示を行

うことができない。

(認定の更新)

第9条 協力事業所は、前条第1項の期間が満了する後引き続き認定を希望するときは、当該期間が満了する前に当該認定の更新を受けることができる。

2 第4条（第2項を除く。）の規定は、認定の更新の申請等について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の申請書又は前項の推薦書」とあるのは、「第9条において準用する第1項の申請書」と読み替えるものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、認定の取消理由を付した東海市消防団協力事業所認定取消通知書を当該協力事業所に交付するものとする。

- (1) 事業を廃止し、又は休止したとき
- (2) 第3条に規定する基準を満たさないこととなったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき
- (4) その他協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、東海市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(感謝状等の贈呈)

第12条 市長は、協力事業所に対し、東海市消防団組織等に関する規則（昭和44年東海市規則第34号）に基づき、感謝状及び記念品を贈呈することができる。

(優遇措置)

第13条 協力事業所は、市長が別に定める優遇措置を受けることができる。

(雑則)

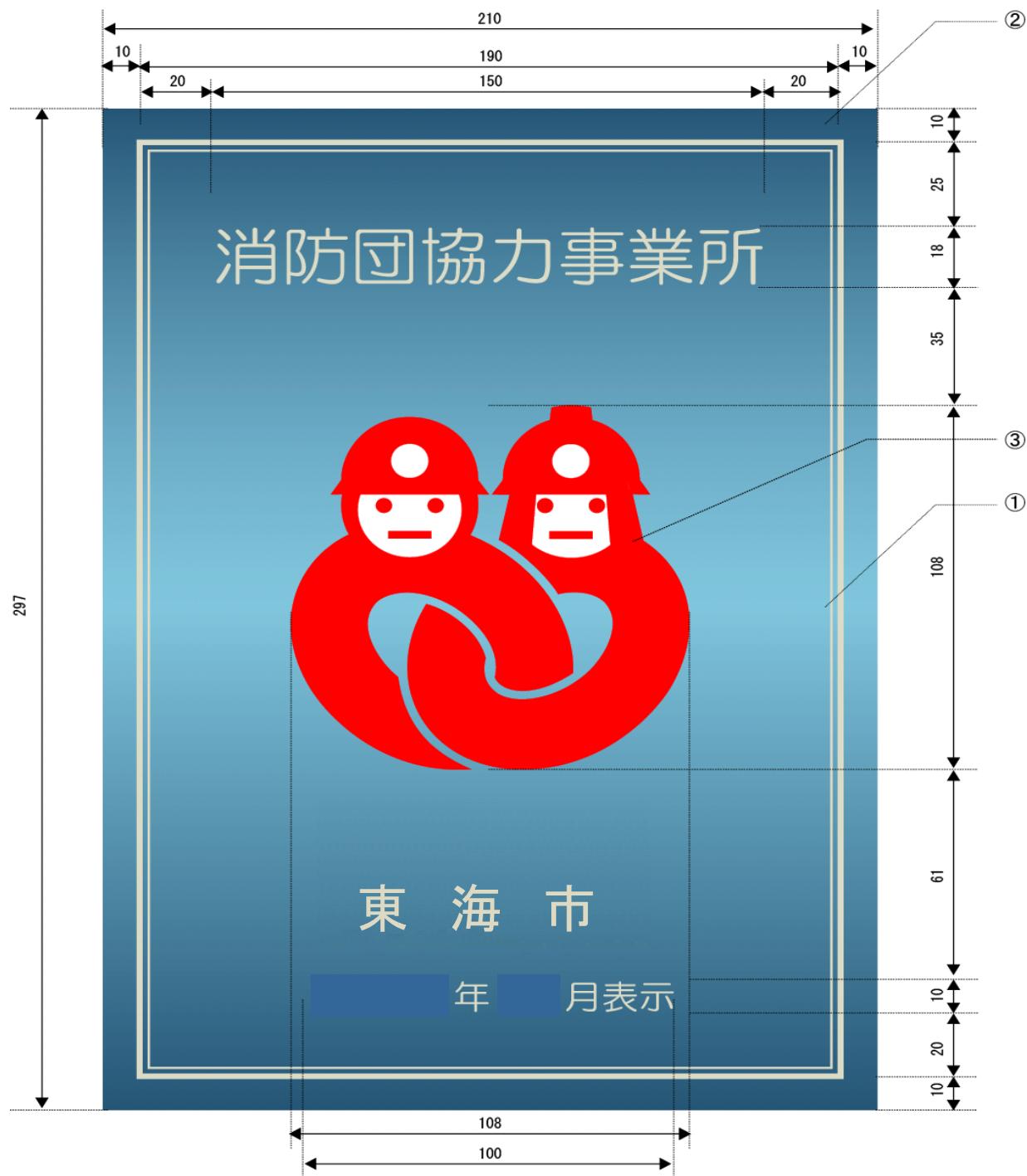
第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1（第5条関係）

単位 ミリメートル



備考

- 1 材質は、プラスチック等とし、厚みは6ミリメートル以上とする。
- 2 表示証の地の色（①及び②）は、青色とする。
- 3 表示証の表示マークの色（③）は、赤色とする。
- 4 表示証の文字及び枠線の色は、銀色とする。